

山口県健康福祉功労者知事表彰推薦基準一覧
(社会福祉事業功労関係)

	表 彰 対 象	要 件	摘 要
1	民生委員児童委員	18年以上	
2	①民間社会福祉事業施設等の長	10年以上	
	②民間社会福祉事業等の従事者	15年以上	
3	社会福祉事業団体関係者	10年以上	老人クラブ以外は15年以上
4	①共同募金運動奉仕者	15年以上	
	②共同募金運動奉仕団体	10年以上	
5	①ボランティア（個人）	10年以上	
	②ボランティアグループ	10年以上	
	③企業等ボランティア	10年以上	
	④ボランティア協力校	10年以上	
6	里親	通算10年以上又は6人以上養育	
7	①障害克服更生者（身体障害者）	40歳以上	（身障手帳所持者）
	②障害克服更生者（知的障害者）	40歳以上	（療育手帳所持者）
	③更生援護功労者	（個人）15年以上 （団体）10年以上	（50歳以上）
8	障害者スポーツ指導者	10年以上	
9	優良民間社会福祉施設及び団体	10年以上の事業実績を有し 他の模範となるもの	
10	感謝状贈呈	県行政に協力、福祉振興に寄与	

※留意事項

- 1 原則として現にその職にあるものを対象とする。
- 2 原則として市町長、県社会福祉協議会長、これらに準ずる者の表彰を受賞済みであること。
- 3 次の者から推薦があったものを対象とする。
○市町長
○社会福祉事業又は介護保険事業施設の長及び関係団体の長
○県健康福祉部本庁部課長及び出先機関の長
- 4 表彰の対象外となる「その他全国規模の表彰」は、都道府県知事又はこれと同等以上の者から表彰を受けたことが表彰の要件として設けられている表彰（例：全国社会福祉協議会会長表彰）とする。
- 5 過去に同種の知事表彰受賞者は対象から除く。
- 6 原則として、市町長、県社会福祉協議会長の表彰（個別の社会福祉団体の表彰等を除く。）を受賞後1年間は対象としない。
- 7 直接処遇職員以外（調理員や事務長等）については、特に功績が顕著な者に限り表彰する。
- 8 概ね50歳以上を表彰する。ただし、功績が顕著な場合はこの限りでない。